

## 標準報酬西州月額とは

いつもお世話になっております。過ごしやすい気候になってきましたね！  
9月もう折り返し地点を過ぎました。月日が経つのは本当に早いです。  
毎日、そのときそのときを大切に生きていこうと思います。



今回は社会保険の標準報酬西州月額についてです。

社会保険料は被保険者の給料をもとにして計算されますが、その際、一定の範囲の金額を等級区分ごまけ、計算しやすくしているものが標準報酬西州月額となります。

※. たとえば、お給料が (95,000円以上 ~ 210,000円未満) の場合、  
標準報酬西州月額となります。

この標準報酬西州月額の等級区分も厚生年金保険と健康保険では異なり、  
□ 厚生年金保険では、第1級 98,000円 (下限) ~ 第30級 620,000円 (上限)  
□ 健康保険では、第1級 58,000円 (下限) ~ 第47級 (210,000円 (上限))  
となります。

なお、現在の保険料は、

厚生年金保険料が、標準報酬西州月額 × 8.383% (従業員負担分 H24. 9 ~)

健康保険料が、標準報酬西州月額 × 5.010% (従業員負担分: 奈良県の場合 H24. 3 ~)

となっています。

次回の通信では、この標準報酬西州月額はどうやって決定されるのか、を

取り上げたいと思います。よろしくお原頁いたします。